

佐世保市北九十九島エリア活性化事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九十九島エリアの交流人口の増加を含めた活性化を推進するため、同エリアにおける空き家等を活用した拠点づくりに取り組む個人、法人及びその他の団体に対して、佐世保市北九十九島エリア活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するもの。その交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年3月31日規則第53号。以下「規則」という。）及びこの実施要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 北九十九島エリア 佐世保市江迎地区、佐世保市鹿町地区、佐世保市小佐々地区、佐世保市高島地区、佐世保市相浦地区をいう。
- (2) 空き家等 空き家住宅及び空き建築物となって1年以上経過しているものをいう。自己の居住している住宅も含む。

(補助対象となる活用用途)

第3条 補助対象となる活用用途は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 宿泊施設（ゲストハウス、民宿、一棟貸し宿など）
- (2) 交流施設（チャレンジショップ、観光案内所、コワーキングスペースなど）
- (3) 体験学習施設（農業体験、生活体験、漁業体験、製作体験施設など）
- (4) 創作活動施設（アトリエ、アートスタジオなど）
- (5) 物販施設（売店、食事処、カフェなど）
- (6) その他市長が認める活用用途

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助事業者」という。）は、各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅を所有し、又は賃貸し、若しくは購入し、当該住宅を利用しようとするもの
- (2) 補助対象住宅を賃借する場合においては、所有者又は管理者の同意を得ているもの
- (3) 改修工事完了後速やかに活用を始め、かつ10年以上活用を見込めるここと
- (4) 市税を滞納していないもの（法人でない団体にあっては、その構成員が市税を滞納していないもの）
- (5) 佐世保市暴力団排除条例（平成24年2月17日条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 空き家等の改修工事及び建築工事に要する経費（設計、施工監理含む）
- (2) 空き家等の給排水衛生設備、空調設備及び電気・照明設備の購入又は工事に要する経費

(3) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費かつ補助事業者が負担する金額の3分の1以内の額とする。ただし国、地方自治体等が実施する他の制度による補助等の対象となっている経費は当該補助率に準ずるものとする。なお、別途市長が認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の事業実施前までに規則第3条に定める交付申請書に規則第3条の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。なお、規則第3条第4号に規定する書類は次のとおりとする。

- (1) 登記事項証明書（法人の場合に限る）
- (2) 規約、会則等及び構成員名簿（法人でない団体の場合に限る）
- (3) 見積書その他の支出の根拠がわかる書類の写し
- (4) 建物の所有が確認できる書類
- (5) 賃貸借契約書の写し及び承諾書（空き家等を賃貸又は賃借して活用する場合に限る）
- (6) 現況写真
- (7) 位置図
- (8) 建物図面等
- (9) 市税の納税証明書（市税の滞納が無いことを証明する書類）

2 補助金の申請をしようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助の条件)

第8条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、当該事業に係る収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これを当該事業の完了の翌年度から10年間保存しなければならぬものとする。

(交付決定に係る審査)

第9条 市長は、第7条の補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときには補助金の交付を決定し、交付決定通知書をもって補助事業者に通知するものとする。

2 交付決定額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事業内容の変更等)

第10条 補助事業者は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更、又は補助事業を中止、若しくは廃止（以下「変更等」という。）をしようとする場合は、補助事業変更等承認申請書（様式第1号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 規則第9条第2項第1号に規定する軽微な変更は、補助金額の変更及び事業内容の変更を伴わない

と認められる総事業費の10分の2以内の変更とする。

(実績報告)

第11条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から30日を経過した日（同項後段の規定による提出をする場合にあっては、翌年度の4月10日）とする。

2 第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出する場合において、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、この金額を補助金額から減額して市長に報告しなければならない。

3 補助金の交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額して報告した場合にあってはその金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額の確定に伴う報告書（様式第2号）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において市長は当該金額の返還を請求するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、交付額確定通知書をもって補助事業者に通知する。

2 市長は、交付すべき額を確定した場合において、第13条の概算払の方法により交付確定した額を超える補助金を既に交付しているときは、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の命令がなされた日から20日以内に返還しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、概算払の方法により交付することができる。

2 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、規則に定める補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、その台帳を整備し、その保管状況を明らかにするとともに、事業完了後においても善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 取得財産等のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限する期間（令和5年4月26日経済産業省告示第64号）に定められている耐用年数に相当する期間内においては、市長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の目的に反して使用し、交換し、貸し付け、又は担保に供してならない。

3 前項の承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があったときは、市長は、当該収入の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月17日から施行する。